

平成二十一年十二月二日提出
質問第一三七号

国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問主意書

十一月二十五日、国土交通省が工事を進めていた国道七号線浪岡バイパスの女鹿沢工区が開通した。これにより総延長一二・六キロメートルのうち、一〇・五キロメートルが完成した。浪岡バイパスは、青森市浪岡地区の交通混雑や冬期間の交通障害を解消し、県都青森市と弘前・五所川原地方とのアクセス強化が期待されてきた。しかし、国直轄道路事業費の削減方針により、残工区が来年度事業休止の見通しとなった。この事業対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 残工区である現国道部分二・一キロメートルを改良する鶴ヶ坂工区は、一日約二万七五〇〇台が通行する渋滞の激しい所であり、特に冬期間は著しく、且つ山間部のため、雪に対する安全確保の面で、通行するドライバーや地域から、全線完成が切望されてきた。残工区の事業の必要性をどう考えるか。また利用するドライバーや地域の声をどう捉えているか。

二 事業休止とは、いつまで休止するのか。あるいは、いつから着工を再開するのか。

三 道路整備をはじめ、公共事業の見直しや予算の削減をする上で、全国一律型で対応することにより、真

に必要な道路整備などに悪影響を与えていく事例になるのではないか。
右質問する。

内閣衆質一七三第一三七号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの国道七号浪岡バイパスの鶴ヶ坂工区に関する事業については、本年十一月二十五日の同バイパスの女鹿沢工区の供用により、青森市浪岡地区における交通混雑や冬期の交通障害の解消等、同バイパスに関する所期の事業効果がおおむね発現することが見込まれるため、当分の間、事業を休止する方針としたものである。地元地方公共団体から事業継続に係る要望があることは承知しているが、その事業の必要性については、女鹿沢工区の供用後の交通の状況を見極めた上で判断することとしている。

三について

国道七号浪岡バイパスの鶴ヶ坂工区に関する事業については、一及び二について述べたとおり同バイパスに係る個別の事情も踏まえて事業を休止する方針としたものであり、「全国一律型で対応」との御指摘は当たらないものと考えている。